

発議第1号 「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める 意見書の提出について【討論】

反対討論

田代 実 議員

私は、発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について、反対の立場から討論を行います。この氏姓の選択可能な婚姻制度について、先ほども質疑で皆様に尋ねましたけれども、最大の懸念事項は子どもの問題です。夫婦に2人の子どもがいた場合に、子どもの姓はどうなるのでしょうか。仮に同じ家に住む家族が、1人の子どもは父の氏姓、もう一方の子どもは母の氏姓を名乗った場合に、学校や地域社会での子どもたちの人権が守られるのでしょうか。いじめや差別など、子どもたちにとって好ましくない影響を私は一番心配しております。氏姓の選択可能な婚姻制度については、夫婦の氏姓や婚姻の届出など、民法や関連する法令の改正の問題、そして何より子どもたちが社会で健やかに暮らしていくための様々な影響を踏まえ、この制度改正は慎重に対応するべきです。

このようなことから、県内では神奈川県議会をはじめ横浜市議会、鎌倉市議会、大和市議会、座間市議会は国会での「深く慎重に議論をするための意見書」を内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、両院の議長に提出しております。よって、法制化を求める拙速な意見書を提出する前に、様々な議論を行って欲しい。特に子どもの問題について、皆様が納得いくまで行って欲しい。そして、そのことが、国民が理解できるような方向になったときに国に求めるという考えから、今回の法制化を求める意見書の提出については断固反対します。議員の皆様におかれましては、私の反対討論の趣旨を十分に御理解いただき、御賛同くださるようお願いいたします。

賛成討論

北村 和士 議員

氏姓の選択が可能な婚姻制度をめぐる議論で必ず出るのが「子どもはどうするのか」という論点ですが、この制度はあくまで“選択可能”なものであり、従来通り夫婦同姓を選ぶことも可能です。重要なのは、現行制度が結婚の障壁となっている人々への救済手段が必要であるという点です。

現在、氏姓選択の問題は一部の専門職に限った話ではなく、インターネットの普及により、世界と仕事をする人が増え、誰にとっても身近な課題となっています。松田町では、外国語指導助手を5名配置し、中学生にオンライン英会話を導入するなど、グローバル人材育成に取り組んでいます。しかし、婚姻制度がキャリア形成の妨げになるようでは、本末転倒です。若者が世界で活躍できる未来を守るためにも、選択的夫婦別姓制度の法制化が必要です。

政府は旧姓の通称使用を拡大する方針を示していますが、これでは根本的な解決にはなりません。通称ではパスポートや契約、学術論文、資格取得時に不便が生じ、身分証との不一致が信用問題に発展する恐れがあります。個人名がブランドになるグローバル社会では、改姓が信用低下につながることもあり、ビジネスチャンスを失うリスクもあります。日本の制度が変わらなければ、若者の可能性を狭めることになりかねません。

また、グローバルな活躍は松田町の活力にも直結します。海外で得た知見や人脈を町に持ち帰ることで、経済活性化や新たなビジネス展開が期待できます。町が取り組む英語教育も、世界とつながるための土台づくりなのです。

想像してみてください。皆さんにお孫さんがいるとします。かわいい孫娘です。令和3年の調査によると、日本では男性の所得を100とすると、女性の所得は75しかありません。さらに、日本の男女格差は、世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数」で146カ国中118位という低い順位にとどまっています。

もし、お孫さんが「日本では自分が評価されない」と感じ、一念発起して世界へ飛び出し、努力の末に成功をつかんだとします。苦勞を乗り越え、ようやく仕事も落ち着き、生まれ故郷の日本に帰ろうと決意する。しかし、日本に戻り、結婚すると名字が変わる可能性が高くなり、これまで積み上げてきた実績が見えにくくなってしまいます。世界で戦い抜き、必死に築いたキャリアが、日本の制度や慣習によって消えてしまうかもしれない。それは、悲劇以外のなにものでもありません。

そういう悲劇を起こさないためにも、また、日本社会が未来ある若者を支えるためにも、今こそ選択的夫婦別姓制度の実現に向けた声を上げるべき時です。